2020年3月25日·26日 行政報告資料 総務部市政情報課

令和2年国勢調査について

1 国勢調査の概要

(1) 沿革

大正9年(1920年)の第1回調査以来、国の最も基本的で重要な調査として5年ごとに実施されており、令和2年の調査は21回目にあたります。

(2)調査の目的

国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とします。調査結果は、選挙区の画定や議員定数の基準、福祉政策や防災対策など、行政施策での利用を始め、個人の生活設計や企業の事業計画など様々な場面において利用されています。

(3) 根拠法令

統計法(平成19年法律第53号)、国勢調査令(昭和55年政令第98号)及び 国勢調査施行規則(昭和55年総理府令第21号)に基づきます。

(4)調査の期日

令和2年10月1日現在で実施します。

(5)調査の対象

調査の期日現在、日本国内に常住している全ての人及び世帯を対象とします。 本市の調査対象は、世帯数198,000世帯、人口429,000人を想定しています。

(6)調査の方法

総務大臣が任命する国勢調査員が世帯を訪問し、調査書類(オンライン回答書類と 紙調査票)を配布します。オンライン、郵送、調査員への手渡しのいずれかによりご 回答いただきます。

2 前回調査からの主な変更点

	2015年	2020年
調査票配布方法	オンライン回答書類を先行し	オンライン回答書類と紙調査票
	て配布し、未回答世帯にのみ	を <u>同時配布</u>
	紙調査票を配布	
調査項目	1 7 項目	19項目
		(「在学、卒業等教育の状況」と
		「従業地又は通学地までの利用
		交通機関」の追加)

3 調査票の配布および回収スケジュール

